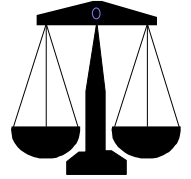




山田義仁税理士事務所通信 2006年1月号



事務所通信の目的
経営者にプラス思考を！
経営者に得意先分析力を！
経営者に正しい納税を！

平成 18 年度税制改正速報!!

2006年度からの税制改正大綱が、12月15日与党税制協議会から発表されました。実際の改正法案が、国会で可決・成立するのは、例年3月末なので、全てが今回ご紹介した通りにはならないかもしれませんが、今回は、速報ということで簡単にご紹介します。

1. 役員給与の大幅な見直し
(ア) オーナー社長の役員報酬の一部を法人税の計算上、費用と認めないこととなります(詳しくは次ページにて)
(イ) 非同族会社の場合は、一定の場合、業績連動型の役員報酬を損金算入できます
2. 交際費課税の見直し
(ア) 1人当たり5,000円以内の飲食費は、交際費に含めないですむようになります
3. 少額減価償却資産の特例の見直し
(ア) 今までは、中小企業について、30万円未満の減価償却資産を全額損金算入できました
(イ) 今回の改正で、合計で300万円までが限度となります
4. 欠損法人を利用する租税回避行為の防止
(ア) 株主の異動、今までの事業の廃止、その他一定の条件を満たす場合は、欠損金の繰越控除が適用できないこととなりました。
5. 定率減税の廃止
(ア) 18年度分までは、今までの制度の半分で、定率減税が適用になります
(イ) 今回の改正により、19年度分から定率減税が完全廃止になります
6. 耐震改修の促進
(ア) 一定の区域内で家屋の耐震改修工事をした場合には、所得税から耐震改修費用の10%(20万円を限度)を控除できます
(イ) 一定の事業者が、一定の建物について耐震改修工事をした場合には、資産計上部分の10%について、特別償却できます
(ウ) 今までの損害保険料控除制度を見直し、地震保険料控除とします

オーナー社長の役員報酬の一部が損金にならなくなります!!

平成18年度の与党税制改正案で、同族会社の役員の給与について、一部が法人税の計算上、費用にならないこととする改正案が出されました。要するに、役員が給与を取ることで法人税がかかっていない会社から、法人税を取りますよということです。

もしも、このような法案が可決してしまった場合、中小企業への影響は、下記のようになります。

1. 対象となる会社

- (ア)同族会社の役員と同族関係者等が、
- (イ)発行済株式の90%以上を有し、
- (ウ)かつ、常勤役員の過半数を占める会社

2. 判定方法

- (ア)会社利益と役員報酬の合計額の3期平均額(以下Aとする)が、
- (イ) $A \leq 800$ 万円の場合は、**適用なし**
- (ウ) 800 万円 $< A \leq 3,000$ 万円で、
3期平均役員報酬額(以下Bとする) / A が50%以下の場合は、**適用なし**
B / A が、50%超の場合は、対象となって**適用あり**
- (エ) $3,000$ 万円 $< A$ の場合、対象となって、**適用あり**

3. 計算例(2.で適用ありとなった場合)

- (ア)役員報酬が、月額80万円の場合→役員報酬年額は、960万円。
- (イ)この場合には、役員が受け取っている役員報酬の所得税の計算上、給与所得控除額が、216万円となります。
- (ウ)今回の改正案の通りだとすると、この216万円が、法人税の計算上、損金(費用)にならなくなります。
- (エ)これにより、会社の業績が今のままでも、法人税等が約65万円増加します。

国会議員に知り合いがいる方は、中小企業への影響については是非語り合ってください。



今月のポイント

1月の税務

- ・ 11月決算法人の確定申告
- ・ 5月決算法人の中間申告(半期分・第二四半期分)
- ・ 2月8月決算法人の消費税中間申告
- ・ 源泉所得税の納付(1/10・1/20)
- ・ 償却資産税の申告(1/31)
- ・ 支払調書の提出(1/31)

2月の税務

- ・ 固定資産税第4期分の納付
- ・ 12月決算法人の確定申告
- ・ 6月決算法人の中間申告(半期分・第二四半期分)
- ・ 3月9月決算法人の消費税中間申告

税務調査があった場合は、すぐに山田まで連絡ください(03-3823-5539 又は 070-5597-9342)